

学校法人こおりやま東都学園へのご寄附について

－ 特定公益増進法人に対する寄附金の税制上の取扱い －

学校法人こおりやま東都学園では、教育環境の充実及び教育活動の発展のため、個人・法人の皆様からのご寄附を受け付けております。以下の要領によりご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 寄附のお申込みから関係書類送付までの流れ

STEP 1 寄附申込書の提出

別紙「寄附申込書」に必要事項をご記入のうえ、メール、FAX 又は郵送のいずれかの方法により、本学園までお送りください。個人・法人のいずれからのご寄附も受け付けております。

STEP 2 寄附金のお振込み

寄附申込書の提出後、以下指定口座へお振り込みください。振込手数料は、恐れ入りますが寄附者にてご負担ください。振込名義は、原則として寄附申込書に記載した氏名又は法人名と同一の名義でお願いいたします。

ゆうちょ銀行 八二八（読み：ハチニハチ） 普通預金 3801958

学校法人こおりやま東都学園（ ガク）コオリヤマトウトガクエン ）

STEP 3 領収書等の送付

ご入金を確認後、寄附申込書に記載された住所へ、次の書類を送付いたします。

- ・本学園が発行する領収書
- ・特定公益増進法人であることの証明書（写し）

※領収書の日付は、本学園の指定口座への入金日となります。税制上の優遇措置を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

2. 税制上の優遇措置

（1）個人からのご寄附

学校法人こおりやま東都学園へのご寄附は、「特定公益増進法人」に対する寄附金として、所得税の寄附金控除（所得控除）の対象となります。

なお、入学に関して行われる寄附金や、寄附者に特別の利益が及ぶと認められる寄附金は、寄附金控除の対象とならない場合があります。ご不明な点は本学までご相談ください。

① 寄附金控除（所得控除）

確定申告を行うことにより、次のいずれか低い金額から 2,000 円を差し引いた額が、所得控除の対象となります。

- ・その年中に支出した特定寄附金の合計額
- ・その年の総所得金額等の 40%相当額

$$\text{寄附金控除額} = \text{上記のいずれか低い金額} - 2,000 \text{ 円}$$

※実際に軽減される所得税額は、寄附者の所得金額、適用税率その他の事情により異なります。

② 確定申告時に必要となる主な書類

- ・本学園が発行する領収書
- ・特定公益増進法人であることの証明書（写し）

※いずれも本学園より送付いたします。

（2）法人からのご寄附

学校法人こおりやま東都学園への寄附金は、法人税法に基づき、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内の金額を損金に算入できます。

① 特別損金算入限度額

普通法人等における特別損金算入限度額は、原則として次の算式により計算されます。

$$\begin{aligned} & \text{〔資本金の額および資本準備金の額の合計額} \times \text{当該事業年度の月数} \div 12 \times 0.375\% \\ & \quad + \text{所得金額} \times 6.25\% \text{〕} \times 1/2 \end{aligned}$$

なお、この限度額を超える部分については、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金算入されます。

法人の種類、資本金等の額、事業年度の月数及び所得金額等により計算方法が異なる場合があります。申告上の具体的な取扱いについては、所轄税務署又は税理士にご確認ください。

② 税務申告時に必要となる主な書類

- ・本学園が発行する領収書
- ・特定公益増進法人であることの証明書（写し）

※いずれも本学園より送付いたします。その他の必要書類については、所轄税務署又は税理士にご確認ください。

3. 寄附金の取扱い

- ・寄附金の使途についてご希望がある場合は、寄附申込書の所定欄にご記入ください。
- ・一度受領した寄附金は、原則として返還いたしません。ただし、誤入金その他やむを得ない事情がある場合は、個別に協議します。

4. 個人情報の取扱いについて

ご寄附に伴い取得した個人情報は、寄附金の受入れ、入金確認、領収書及び関係書類の発行・送付、寄附者への連絡、寄附者名簿の管理並びに本学園の会計・税務処理のために利用します。法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供することはありません。

書類送付先・お問合せ先

学校法人こおりやま東都学園 法人室寄附担当

〒963-8834

福島県郡山市図景2丁目9番3号

TEL：024-936-7788 FAX：024-936-7787

E-mail：post@k-tohto.ac.jp